

新副市長に 野中周一氏が 就任しました

3月18日に開かれた平成25年第1回市議会定例会において議会の同意を得て、野中周一さんが新たに副市長に就任しました。

野中副市長は、測量設計業務の民間会社に勤務した後、昭和49年に下妻市職員となり、建設課長、企画課長、経済建設部長などを歴任しています。



野中 周一 副市長

市では新しい体制のもと、スピード感を持って行政運営に取り組んでいます。

野中副市長の任期は、平成25年4月1日から平成29年3月31日までの4年間で。

計画改訂の 考え方と構成

災害 害による危険への対応の原則は「自分の命は自分で守る」という自助の精神が重要です。新計画では、防災や減災の考え方として、住民や自治会、自主防災組織、企業、行政などが、その役割を分担し、「自助・共助・公助」を受け持つための基本的な行動内容を示しています。

計画の構成は「地震災害対策計画」「風水害対策計画」「大規模災害対策計画」に分けて、災害予防や復興復旧対策等を整理しています。「原子力災害対策計画」は茨城県地域防災計画で定められた後に、下妻市防災会議で審議する予定です。

問い合わせ
消防交通課 ☎内線1434

災害への備えを進めます

下妻市地域防災計画を改訂しました

計画の主な改訂内容

- 防災関係機関の体制強化**
 - 東日本大震災の教訓を活かした「災害時職員行動マニュアル」、「避難所開設・運営マニュアル」の改訂を行い、今後訓練を実施することにより体制構築を図ります。
 - 避難所は、主に小中学校を基幹避難所にするなど用途別に分類し、40箇所としました。避難所の運営は、避難者による運営委員会を組織し、女性の意見も反映できるものとなります。
 - 市単独で対応できないものは、災害協定による応援体制の整備を行います。また、県は砂沼広域公園を防災拠点として整備し、市街地からの避難誘導のための非常用照明灯や非常用トイレの配備を進めています。大規模災害時に自衛隊派遣の要請をする場合の活動拠点にもなります。
- 災害時要援護者対策の強化**
 - 災害時に自力での避難が困難な方(災害時要援護者)を把握し、避難支援の個別計画を策定し、地域住民やボランティア組織等の協力を得て災害弱者の支援を行います。
- 新たな課題への対応**
 - 東日本大震災によって新たに課題となった燃料確保、帰宅困難者、義援物資対策や愛玩動物の保護を追加しています。
 - 急傾斜地として指定されている勝波ノ江地区の一部が「土砂災害警戒区域」に指定されたことや、局地的に発生する突風、雷等を予測する気象業務の充実に伴い、警戒情報の提供を強化します。

▶東日本大震災の発生を受けて、国では防災基本計画を、茨城県では県地域防災計画の改訂が行われ、下妻市でも災害対策基本法の規定により、下妻市防災会議を開催し、「下妻市地域防災計画」の改訂を行いました。

豊加美小学校体育館の 耐震補強・改修工事が完成

平成24年7月から豊加美小学校の体育館で進めていた耐震補強・改修工事が、このほど完成しました。同体育館は、耐震二次診断の判定で、大規模地震発生時に倒壊または崩壊する恐れが高いことから、壁や屋根に17か所の鉄骨ブレースを取り付ける耐震補強工事に併せて、屋根の葺き替えや床の張替え、設備更新などの大規模改修工事が実施されました。

3月19日には新しくなった体育館で厳かに卒業式が行われ、41名の児童が新たな道を歩み出しました。



明るくきれいになった豊加美小学校の体育館

下妻の「なし」「きゅうり」が 銘柄産地指定の更新を受けました

市では、青果物の「なし」が平成3年から、「きゅうり」が昭和62年から茨城県の銘柄産地の指定を受けています。このほど3年の指定期間満了に伴い3月22日、指定証交付式が行われました。

「なし」では、甘熟梨や梨のリキュールの開発などの取り組みが、「きゅうり」では、「千石きゅうり」の名称で市場でもブランド化が確立・定着してきていることなどが高く評価されました。茨城県を代表する産地として高品質で、信頼性・安全性が市場で高く評価される取り組みが進められています。



銘柄指定証を手にする稲葉市長と農業関係者(筑西合同庁舎で)

大気中の微小粒子状物質「PM2.5」とは

PM2.5とは

大気汚染物質のひとつで、直径が2.5マイクロメートル(μm)以下の非常に細かい粒子です。

髪の毛(断面) 70μm
スギ花粉 30μm
PM2.5 2.5μm

人体への影響は

大気中を漂う非常に細かい粒子のため、呼吸器の奥深くまで入り込みやすく、呼吸器系や循環器系の病気をお持ちの方やお子様、高齢の方は注意が必要とされています。

注意喚起のための暫定的な指針となる値

国は注意喚起の判断基準として、「1日平均で1立方メートルあたり70マイクログラムを超える」と予想される場合に注意喚起を行うとしています。

茨城県による注意喚起情報

県内に6箇所ある測定局の1箇所以上において、午前5時、午前6時、午前7時の測定値が1時間平均で1立方メートルあたり85マイクログラムを超えた場合、注意喚起情報の提供を行います。県西地域では古河市内で自動測定を行っています。

【提供方法】

- 茨城県(環境対策課)のホームページに掲載します。
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/seikan/kantai/environment/pm2.5.html>
- 茨城県の「PM2.5情報メール自動配信」にあらかじめ登録した方は、直接メールを配信します。パソコン、スマートフォン、携帯電話から登録できます。
<http://www.taiki2.pref.ibaraki.jp/koukagakusmog/>

下妻市による注意喚起情報の提供方法

- 防災無線の一斉放送を行います。
- 市ホームページに掲載します。
- 市内の保育所、小・中学校、福祉施設等に電話等で直接連絡し注意を促します。

問い合わせ 生活環境課 ☎内線1422